# ■社会福祉法人ってどんなところ?

社会福祉法人は、社会福祉法 等に基づき、高齢者、障害者、 児童等の各種支援など、様々な社 会福祉事業を行うことを目的に設 立された民間の非営利法人です。

社会福祉法人の特徴

利益を

目的としない

## 公益性

地域社会のための 活動を行う

#### 非営利性 安定性

事業の継続性が 確保されている

# 彩の国あんしんセーフティネット事業の特徴

県内ALL社会福祉法人で取り組む

高齢、障害、保育、児童、社協が種別の枠を超えて、互いに協働しながら相談支援を実 施しています。社会福祉施設や社協が持つ専門性を活かし、相談者お一人お一人の状況に応 じて柔軟な相談支援を行っています。

関係機関との連携・協働

自立相談支援機関や行政などの各関係機関と連携を図り、重層的な支援体制を構築してい ます。利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うとともに、相談者の自立に向けた 支援を行っています。

事業運営に必要な資金の確保

本事業に必要な資金は、埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の会員(社会福祉 施設・社協)が会費として拠出しています。公費や補助金は一切投入されず、全額県内の会 員が拠出した会費のみで事業を運営しています。

#### 本事業に関するお問い合わせ



埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 事務局

電話:048-822-1249

S 1		
<b>*</b>	1 /3	•
7	$\Lambda =$	

施設名:

連絡先:

# あなたの「木った」を相談してみませんか

相談者用

生計困窮者に対する相談支援事業

# 彩の国あんしん セーフティネット事業





埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

生活困窮者の自立を目的に、本事業に参加する社会福祉 法人からの社会貢献活動費(年会費)により基金を設置し、

社会福祉施設、社会福祉協議会、関係団体等と連携・協働 しながら相談支援や現物給付による支援を行っています。



# 県内の社会福祉法人が生活にお困りの世帯へ支援をしています

# このようなお困りごとは ありませんか?

(お困りごとの一例です)



### 食べ物が買えない…

手持ち金もなく不安。



【参考】各市町村の生活 困窮者相談窓口(埼玉県 ホームページ) はこちら

### 家賃が払えていない…

このまま住み続けることができ ないかもしれない。

### 電気が止められてしまう…

小さな子供がいるため困っている。

お困りの際は、まずはお住まいの市町村行政・相談機関等へご相談ください。 各相談機関にて必要と判断した場合、

彩の国あんしんセーフティネット事業の利用を検討させていただきます。

# ■相談支援例の紹介

### 食料支援



Aさんは、単身で暮らす70代です。「数日間何も食べていないようだ」と訪問した地域包括支援センター の職員から相談がありました。早急に食料支援を行うとともに、今後の生活に向けて、生活保護の申請を 支援しました。食事の心配が減ったことで、お話する表情も明るくなりました。

### 光熱水費支援



3人の子どもを育てるBさんは、出産をきっかけに離職し、預金で生活する母子世帯です。保健センターでの 面談で、ミルクやオムツ代がなく、電気料金を滞納していることが分かり、相談員に連絡がありました。まずは、 緊急性の高いミルクやオムツ、電気料金を支援しました。その後は、「就職して生活を安定させたい」という本 人の希望から、自立相談支援機関と連携して、子どもたちの保育園入園や就労に向けた情報提供を行いました。

#### 交通費支援



一人暮らしのCさんから、「就職が決まったが、勤務先までの交通費がない」と社協に相談がありました。 社協職員と訪問したところ、これまでは何とか生活できていたが、現在は所持金が少なく、家賃や光熱水 費を支払うと、勤務先までの交通費がないことが分かりました。そのため、給与が入るまでの数日間、必 要な交通費の支援を行いました。

# ▋彩の国あんしんセーフティネット事業 支援の流れ

社会福祉法人が 支援を必要とする方の 発見に努めます

生活にお困りの方は、 「SOS」を発することが出来 ないことが多いため、各関 係機関と連携・協働すること で、支援を必要とする方の 発見に努めます。

#### 関係機関

- ●自立相談支援機関
- ●行政
- ●社会福祉協議会(以下、社協)
- ●地域包括支援センター
- ●居宅介護支援事業所 など

. ※訪問前に利用可能な制度等がある場合、 そちらをご案内することがあります。

訪問相談

行って・見て・聞いて 状況を把握します

参加法人(施設)の相談員や市町村社協の職員が相談者の 住まいを訪問して、生活状況を確認します。

支援が可能な 福祉制度の利用を 検討します

- ■生活保護 ■介護保険
- ■生活困窮者自立支援制度
- ■障害福祉サービス
- ■生活福祉資金貸付 など



相談支援

安定した生活を目指し 一緒に考え お手伝いします

相談者本人の意向を伺いながら、訪問・相談を通して必要な 福祉制度につないだり、問題解決の方法を一緒に考え支援しま す。また、緊急を要する場合は、食材などの現物給付を行いま す (現金給付ではありません)。

※現物給付は一時的な支援です。

【以下の方は現物給付の対象とはなりません】

- ■緊急性のない滞納金の返済に充てようとする方
- ■緊急性のない日常生活費の支給を求める方
- ●相談支援を受けず、現物給付のみ求める方
- ●借入金の返済に充てようとする方
- ●現金給付を求める方

生活の安定を目標に関係機関と連携し 継続的に見守ります

